

平成21年7月10日

各施設・事業所代表者 様

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課長
長寿社会部介護保険課長

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生） サーベイランスに関する保健所への連絡について

平素は、感染症等に対する予防対策及び感染者の確認に伴う対策の徹底等に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国におきましては、平成21年6月25日付け事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」（以下「6月25日付け事務連絡」という。）に基づき、新型インフルエンザ患者の発生を早期に探知し、感染の急速な拡大等を回避・緩和するため、医療機関、学校、社会福祉施設等における同一集団での新型インフルエンザ患者（疑いを含む）の集団発生（クラスター）を把握していく（クラスター・サーベイランス）こととされました。

つきましては、下記の状況が生じた場合には、保健所に速やかに連絡していただきますようお願い致します。（詳細は、別紙（※1）をご覧ください。）

なお、入所者、利用者、職員等が新型インフルエンザと確定（PCR検査等での陽性）した場合には、介護保険施設・事業所におきましては、平成21年6月26日付け京都市介護保険課長通知「新型インフルエンザが発生した場合の保険者への報告に係る様式等の一部改正について」に基づき、事故報告書（感染症又は食中毒）を介護保険課に提出していただきますようお願いいたします。

記

- 社会福祉施設等の入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※2）を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上の者が次の条件を満たす場合。

【条件】

インフルエンザ様症状を有する者について、医師（嘱託医や主治医等）が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。

※1 6月25日付け事務連絡の別紙3「社会福祉施設等におけるインフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」（6月25日付け事務連絡の全文は厚生労働省ホームページで公開されています。）

※2 インフルエンザ様症状

- ・ 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状。ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため37.5度以上で考慮してもよい。
- ・ 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう。
①鼻汁もしくは鼻閉 ②咽頭痛 ③咳

（参照ホームページ）

- 京都市保健福祉局介護保険課
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>
- 京都市保健福祉局保健医療課
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000061842.html>
- WAMNET京都府センター
<http://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26ma01ma.nsf/menu?OpenForm>